

第17条 本会の目的を達成するために、必要と認められた場合は、役員の決議で委員会または部会を設置することができる。

第17条-1 運営委員会

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で会の運営にあたる。

(早稲田サロンを、出席者の合意により臨時の運営委員会に切り替えることができる。)

運営委員会は、役員プラス若干名で構成する。

(早稲田大学の範囲)

第18条 第5条第一項の早稲田大学とは、早稲田大学校友会規則第34条の定めとする。

(その他)

第19条 この会則に定めるものの他は、都度定める。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成28年8月14日から施行する。